

身体的拘束最小化のための指針

患者さま向け情報

I. 身体拘束の概念

身体抑制とは、医療上患者の身体生命維持や保護のために欠くことのできない場合においてのみ、必要最小限の範囲でおこなわれるべきものである。その適用には慎重でなければならず、身体抑制が医療を目的に担うものであるとしても、患者の人権を著しく損なうか、または損なう危険性がある。従って行動制限を行わない医療が理想である。

II. 身体的拘束最小化に向けての基本方針

患者の基本的な人権を尊重して、生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。

この指針でいう抑制（拘束）とは、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

緊急やむを得ない状態とは、以下の3つの要件をすべて満たした状態である。

- ・切迫性

患者本人または他の患者等の生命または身体が危険にさらされる危険性が著しく高いこと。

- ・非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する治療・看護方法がないこと。

- ・一時性

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、「マニュアル：身体抑制について」に準じて行う。

身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為は最小限とする。

鎮静を目的とした薬物については適正使用に努め、患者に不利益が生じないように使用する。使用については、患者・家族等に説明を行う。

III. 身体的拘束最小化のための体制

院内に身体的拘束最小化対策に係る身体的拘束最小化チーム（以下「チーム」という）を設置する。

(1) チームの構成

チームは、専任の医師及び専任の看護師、ケアワーカー、薬剤師、理学療法士、事務員等のメンバーをもって構成する。

(2) チームの役割

- ・身体抑制（拘束）の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
- ・定期的に会議（月1回程度）を開催する。身体抑制（拘束）実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- ・定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。
- ・身体抑制（拘束）最小化のための職員研修を開催し、記録をする。

IV. 身体的拘束最小化のための研修

- ・患者に係わる職員を対象として、身体的拘束の最小化に関する研修を行う。
- ・定期的な教育研修（年2回）実施。
- ・その他、必要な教育・研修の実施および実施内容の記録。

V. 身体的拘束を行う場合の対応

- ・医師・看護師は、アセスメントを行い、身体抑制（拘束）をするべきか否かを判断し、緊急やむを得ない理由を記録に残す。
- ・身体抑制（拘束）が必要と判断された場合、医師は、「身体拘束に関する同意書」の必要な個所を記入し、患者・家族（または代理人）にその必要性を十分に説明し、承諾を得たのち、身体抑制（拘束）開始の指示を行う。

VI. 身体抑制（拘束）回避へのアプローチ

- ① 身体抑制（拘束）が必要なのかを、医師・看護師と共に毎日アセスメントし、評価し記録に残す。
- ② 最低週1回は、医師・看護師を含む多職種間で必ずカンファレンスを行い、身体抑制（拘束）の継続・変更・解除検討し、記録に残す。

観察について

看護師は原則として、身体抑制（拘束）開始後（15分程度を目安）と定期的（2時間程度を目安）に、抑制（拘束）部位の皮膚の状態、抑制（拘束）による

二次的障害、精神状態について観察を行い、適宜、記録を残す。

病棟管理日誌記載について

各病棟にて、身体抑制（拘束）中の患者を把握するため、病棟管理日誌内の所定の部分に記載する。

VII. 多職種による安全な身体的拘束の実施及び解除に向けた活動

- ・看護師は身体抑制（拘束）開始後から毎日アセスメントを実施する。
- ・医師、看護師は共に毎日評価、週1回程度多職種を交えてカンファレンス等で身体抑制（拘束）継続についてのアセスメント・カンファレンスした内容を記録する。
身体抑制（拘束）の必要性がないと判断された場合に、それに伴う危険性の有無を評価し、記録する。
- ・医師の指示の下、身体抑制（拘束）を解除する。

VIII. 当該指針の閲覧に関して

本指針は当院マニュアルに綴り、職員が閲覧可能とするほか、当院ホームページに掲載し、いつでも患者様、ご家族等が閲覧できるようにする。

身体拘束実施率

1. 実施率（2026年2月1日~4月30日）

→43.27%

2. 定義

身体的拘束の実施割合

=直近3か月間の入院料算定日数のうち、身体的拘束を実施した日数（※）

÷直近3か月間の入院料算定日数

※転落防止のため、ベッドに柵を4か所設置する事例（四点柵）を含む。

3. 改善活動

「身体的拘束最小化のための指針」に従って、代替策を検討の上、身体抑制（拘束）を適宜、解除して参ります。